

債 権 者 各 位

令和2年4月10日
改定：令和2年4月24日

破産手続開始申立についてのご連絡

株式会社 MJG
代表取締役社長 木 崎 優 太

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社は、本日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、同裁判所から破産手続開始決定が発せられるとともに、三村藤明弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）が破産管財人に選任されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態となり、お客様、お取引先様各位には多大なご迷惑をおかけするところとなり、誠に申し訳なく心からお詫び申し上げます。今後は、破産管財人のもと、管財業務に最大限協力をして参る所存ですので、何卒ご理解を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

記

1. 破産手続開始申立の経緯

弊社は、代表者の木崎優太が平成24年3月2日に設立し、オリジナルの『PIM バランス整復』を提供し、『インナーマッスルと筋肉のバランスを整える』メニューが、幅広い顧客層に受け入れられ、以降、順調に業容を拡大して参りました。平成29年にはフランチャイズ形式での出店も開始し、令和元年12月時点では直営店99店舗、フランチャイズ店79店舗の合計178店舗に達しておりました。

平成24年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1店舗	14店舗	36店舗	94店舗	178店舗

しかしながら、平成29年からの急激な出店拡大によって、過剰債務を負担し、財務体質が悪化いたしました。

また、弊社がウェブサイトにおいて表示した「やせプログラム」の施術効果などに根拠がないとして、埼玉県より、令和元年11月18日、景品表示法第5条第1号（優良誤認）違反を理由とし、同法第7条第1項の規定に基づく措置命令を発せられました。同命令により、金融機関からの新規融資が行われず、資金繰りに窮する事態に陥りました。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛により、来客数が大幅に減少したことで更なる売上高の低下に至りました。

その結果、本年3月13日に支払いをすべき給与も遅配が発生し、今後も運転資金を確保する目途が立たないため、今般の申立に至りました。

2. 負債総額

約4.4億円

3. 今後について

破産手続開始決定により、弊社は営業を停止することになるため、誠に申し訳ございませんが、MJG接骨院・整体院をご利用いただくことはできません。

なお、弊社は、株式会社a p r e c i o（東京都中央区日本橋三丁目15番8号アミノ酸会館ビル7階）に対して、弊社事業の一部譲渡を予定しております。この点につきましては、破産管財人のもと進めて参りますので、詳細が決定いたしましたら、別途ご連絡をさせていただきます。

最後になりましたが、お客様、お取引先様各位には大変なご迷惑とご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

なお、今後の情報提供につきましては、随時弊社ウェブサイトに行わせていただきます。また、弊社へのお問い合わせにつきましては、下記専用窓口までご連絡をいただけますようお願い申し上げます。

【弊社お問い合わせ窓口】

Mail Address : mjg-hasan@shuheilaw.jp

以上